

生きる力を育む安全教育の推進

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
安全教育調査官 吉門 直子

1 はじめに

東日本大震災から間もなく7年を迎えようとしている。それ以降も熊本地震や鳥取中部地震など、地震が連続して発生していることや、今後発生が懸念されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震への対策が喫緊の課題とされている。また、地震や火山噴火のみならず、台風・大雨による河川の氾濫や土砂災害などが毎年のように発生し、これまで大きな災害がなかった地域でも被害を受けるなど、自然災害は日本中どこでも発生する可能性がある。

さらに、登下校中の児童生徒等が交通事故や犯罪被害に巻き込まれる事案、校舎等からの転落事故や熱中症なども依然として発生していることから、児童生徒等の命を守るための、安全管理・組織活動の一層の充実を図るとともに、安全で安心な社会づくりの担い手となる児童生徒等への安全教育の重要性が一層高まっている。

2 学校安全の位置づけ

学校安全は、児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようになることを目指す「安全教育」と、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す「安全管理」、そして安全教育・安全管理の活動を円滑に進めるための「組織活動」で構成されている。

また、学校安全の領域は「生活安全（防犯を含む）」「交通安全」「災害安全（防災と同義）」の3つに整理される。「生活安全」では、日常生活で起こる事件・事故、誘拐や傷害などの犯罪被害などを内容とし、「交通安全」では、様々な交通場面における危険と安全、「災害安全」では、地震・津波・火山活動による災害、風水（雪）害のような自然災害や火災、原子力災害も含まれる。また、近年は、スマートフォンや SNS の普及など児童生徒等を取り巻く環境の変化や学校を標的とした新たな危機事象も顕在化しており、こうした社会状況の変化を踏まえた新たな視点からの取組も必要になっている。

「学校保健安全法」では、学校においては「学校安全計画」及び「危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」）」の策定が義務づけられるとともに、地域の関係機関との連携に努めることとされている。

学校安全計画には、次のことが必ず盛り込むべき必要的記載事項として位置づけられている。

○学校の施設及び設備の安全点検

○児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導

○職員の研修

また、「危機管理マニュアル」については、各学校で作成するだけでなく教職員に周知し危険等発生時に備えた訓練を行うことが求められている。



3 学校事故対応に関する指針

全国の学校において、児童生徒等に関する重大な事件・事故が依然として発生している。

学校管理下において、事件・事故が発生した際、学校及び学校の設置者は迅速かつ適切な対応が必要である。その中には発生原因の究明やこれまでの安全対策の検証はもとより、児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明など、各種の対応が含まれるが、必ずしも十分でないと指摘される場合がある。

こうした状況を踏まえ、文部科学省では、平成26年度から「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議を設置し、その議論を踏まえて、平成28年3月31日に「学校事故対応に関する指針」を公表している。

この指針は、各学校及び学校の設置者等において、危機管理マニュアルの見直し・改善を図り、事件・事故の未然防止に努めるとともに、事故発生時には適切な対応が行われるよう、事故対応に関する共通理解と体制整備の促進のために策定したものである。

指針の詳細は、次のホームページをご参照いただきたい。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289303.htm

4 学校安全の推進に関する計画

平成29年3月24日「第2次学校安全の推進に関する計画」が閣議決定された。この計画は、学校保健安全法第3条に基づき、学校安全の推進に関する施策の方向性と具体的方策を示すもので、第1次計画期間中（平成24～28年度）の取組を検証するとともに、第1次計画策定後の新たな安全上の課題も含め、新たな5年間の計画として策定されたものである。

第2次計画においては、今後の学校安全の推進の方向性として、目指すべき姿や施策目標に基づき具体的な取組を推進することとしており、次のような内容が位置づけられている。

第2次学校安全の推進に関する計画について(=今後の学校安全に関する方向性)

これまでの取組と課題

- 東日本大震災の教訓を踏まえて、実践的な安全教育、防災マニュアルの整備や安全点検・見守り活動等が推進されてきた。
- 学校管理下で発生する事故、犯罪被害、交通事故等は全体として減少しているものの、いまだ児童生徒等の安全が十分に確保されているとは言い難いため、児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、対策を推進することが必要。
- 学校安全の推進に当たって、地域間・学校間・教職員間に差が存在していることから、全ての学校において、質の高い学校安全の取組を推進することが求められている。

↓

第2次学校安全の推進に関する計画（計画期間：平成29年4月～平成34年3月）（平成29年3月24日閣議決定）

目指すべき姿

- 全ての児童生徒等が、**安全に関する資質・能力を身に付ける**ことを目指す。
- 学校管理下における児童生徒等の事故に関し、**死亡事故の発生件数については限りなくゼロとする**ことを目指すとともに、**負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にすること**を目指す。

▶ 上記を実現するために、12の施策目標を設定し、国・学校設置者・学校等が今後5年間で推進すべき具体的な取組を記載

5つの推進方策と12の施策目標

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

- 全ての学校において、
 - ・管理職のリーダーシップの下、中核となる教職員を中心とした組織的な学校安全体制を構築【1】
 - ・学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定【2】、取組の評価・検証を踏まえた改善【3】
- 全ての教職員が、各キャリアステージにおいて必要な研修等を受講【4】

4. 学校安全に関するPDCAサイクルの確立を通じた事故等の防止

- 全ての学校において、
 - ・定期的に学校施設・設備の安全点検を実施するとともに三領域（生活安全・災害安全・交通安全）全ての観点から通学・通園路の安全点検を行い、児童生徒等の学校生活環境を改善【9】
 - ・学校管理下における事故等には、「学校事故対応に関する指針」に基づき調査を実施【10】

2. 安全に関する教育の充実方策

- 全ての学校において、
 - ・学校教育活動全体を通じた安全教育を実施【6】
 - ・取組を評価・検証し、学校安全計画（安全管理、研修等の組織活動を含む）を改善【6】

5. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- 全ての学校において、
 - ・保護者・地域住民との連携体制を構築【11】
 - ・外部専門家や関係機関との連携体制を構築【12】

3. 学校の施設及び設備の整備充実

- 全ての学校において、
 - ・耐震化の早期完了を目指すとともに、緊急的な対応が必要な老朽化対策等を実施【7】
 - ・地域の特性に応じ、非常時の安全に関わる設備の整備を含めた安全管理体制を充実【8】

文部科学省

初等中等教育 特別支援教育 生涯学習

5 生きる力を育む安全教育 ～東日本大震災を踏まえて～

安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を育てることにある。

東日本大震災における学校等での経験を教訓とし、学校における防災教育・防災管理等を見直すために設置された「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」の報告書において、防災教育については、自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」の育成、支援者となる視点から「安全で安心な社会づくりに貢献する意識」を高めることの重要性等、今後の学校防災の方向性が示された。文部科学省では、平成10年作成の資料『「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開』を基に、学校保健安全法や学校安全の推進に関する計画等を踏まえ、今後の防災教育・防災管理等の在り方を示す参考資料として改訂し、全国の学校に配布している。この中で、幼稚園から高等学校に至る児童生徒等の発達の段階を踏まえた防災教育の目標を示すとともに、現行学習指導要領において教科等にまたがる防災教育に関連する内容を整理し、指導上の留意点を提示している。さらに、学校段階ごとの年間指導計画例や具体的な授業展開例も例示し、発達の段階に応じた系統的な指導を促している。



また、平成24年度から、防災教育を中心とした安全教育の教育手法の開発・普及、通学時を含めた学校における児童生徒等の安全確保のための体制の構築など、外部有識者による指導・助言等を取り入れ、学校における安全教育・安全管理の充実を図ることを目的とした事業を展開しており、その中で、緊急地震速報等を活用し、様々な場面を想定した避難行動に係る指導方法や、教科等と関連付けた指導計画に基づく実践など、様々な取組が報告されている。こうした事例をもとに、全国成果発表会や各種研修会等を通じて普及し、学校における取組の向上を図っている。

東日本大震災以降、全国において災害安全に関する取組（防災教育）が充実されてきているが、児童生徒等に、自らの命を守り抜くために必要な資質や能力を身に付けさせるためには、日常の事故や犯罪被害、交通事故も含めて、学校の地理的条件や通学路の状況、校内の施設設備の状況、児童生徒等の実態を踏まえ、学校の実情に応じた安全教育を進めていくことが重要である。

6 安全教育の今後の展開

平成29年3月31日、新しい学習指導要領（小学校・中学校）が公示され、その総則の中で、安全に関して次のように記されている。

「学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、

各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

また、教育課程の編成に際しては、「各学校においては、児童や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。」とされている。

さらに、学校運営上の留意事項として、「教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。」とされている。（下線部分は筆者）

今回の改正に至る検討の中で、平成28年12月21日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（以下「答申」）において、「安全で安心な社会づくりのために必要な力」は、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つとして、「教科等の関係を明確にし、どの教科等におけるどのような内容に関する学びが資質・能力の育成につながるのかを可視化し、教育課程全体を見渡して確実に育んでいくこと」とされており、これを踏まえ、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立や、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの授業改善により、安全に関する資質・能力を、各学校段階を通じて教科等横断的な視点で体系的に育んでいくことが重要である。

また、全ての教科等について育成を目指す資質能力を、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性」の3つの柱で整理している。「健康・安全・食に関する資質・能力」についても同様に整理しており、このうち安全に関する内容を示すと次のようになる。各学校においては、これを踏まえつつ地域の特性や児童生徒等の実情に応じた安全教育の推進が求められる。

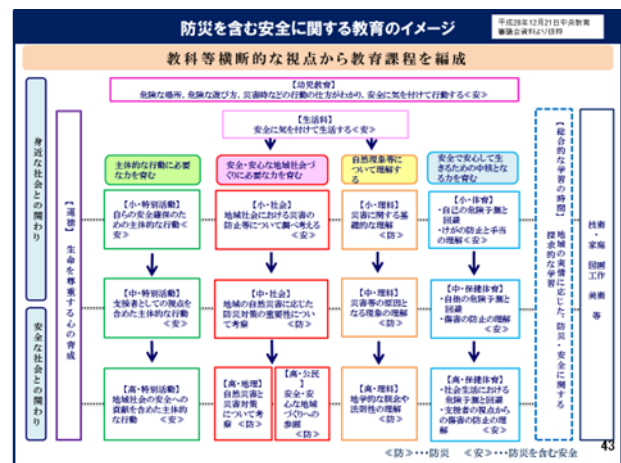
安全に関する資質・能力

「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱に沿って整理された、健康・安全・食に関する資質・能力のうち、安全に関する内容を示す次のようになる。

（知識・技能）
様々な自然災害や事件・事故等の危険性、健康・安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

（思考力・判断力・表現力等）
自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

（学びに向かう力・人間性等）
安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。



7 学校安全ポータルサイト

「文部科学省×学校安全」

【<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>】



文部科学省では、学校安全に関する様々な資料を学校に配布している。また各教育委員会においても、防災教育の副読本や安全教育のプログラム、防災マニュアル作成の手引き等、地域の特性を踏まえた教材や資料が作成されている。しかし、こうした資料は必ずしも全ての教職員に共有されず、有効に活用されていない実態があったことから、各学校で必要な時にいつでも情報を入手できることを目指して、学校安全ポータルサイト「文部科学省×学校安全」を平成28年4月から開設・運用している。ここでは、文部科学省作成資料だけではなく、各都道府県等が作成した資料やモデル事業における実践事例、各種研修会の情報等、学校安全に関する様々な情報を掲載している。各学校におかれては、このサイトを活用し、他地域の情報を取り入れながら安全の取組の充実に役立てていただきたい。

8 終わりに

児童生徒等が心身ともに健やかに育つことは全ての人々の願いである。学校において、児童生徒等が生き生きと活動し、安心して学べるようにするためには学校環境の安全が担保されることが不可欠である。

児童生徒等を取り巻く状況は年々変化しており、新たな課題も次々と健在化している。こうしたことから、児童生徒等にいかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに安全な社会をつくるために主体的に行動する態度を育成する安全教育が非常に重要である。また、安全教育は学校だけで行うのではなく家庭や地域との連携が必要不可欠である。

安全に関する資質・能力を身に付けた児童生徒等が成長し、様々な場面で活躍することを通じて社会全体の安全意識の向上に寄与することが期待される。こうしたことから、長期にわたる安全教育は次代の「安全文化」を創造するという意義を担っていると考えられる。

全ての学校において、地域の実情や児童生徒等の実態に応じた学校安全の充実が強く求められる。